

IGF 2023に向けた国内IGF活動活発化 チーム・チャーター案

2021/07/15 d5 JPNIC前村

1. 目的

IGF2023に向けた国内IGF活動活発化チーム（以下、活発化チーム）は、各種イベントの企画運営、インターネット関連の各種ステークホルダーに対する参加呼びかけ等を通じて、2023年に開催が決定されている、インターネットガバナンスフォーラム(IGF)日本会合に向けて、日本国内のIGF活動を活発にしていきたいことを目的とする。

2. 参加資格とメンバーの義務

活発化チームへの参加資格は、IGF活動に興味・関心を持ち、イベントのプログラム検討、各種ステークホルダーへの参加呼びかけを始めとする活発化チームの活動に貢献しようとする意思のある者とする。

活発化チームへの参加に当たって、メンバーには以下が求められる。

- 活発化チームの行動規範として採用する、IGF Code of Conduct¹ を順守する
- 活発化チームの活動に建設的に貢献する
- 会合間のオンライン議論のために、メーリングリストに加入する

3. 活動原則

活発化チームの活動、活発化チームの活動を通じたイベントの運営にあたっては、IGFが掲げる Core Principles of IGF²に準拠して、以下の活動原則を守ることとする。

¹IGF Code of Conduct

<https://www.intgovforum.org/multilingual/content/igf-code-of-conduct>
<準備ができ次第八田さん謹製和訳のリンクも挿入する>

² IGF Initiatives Toolkit GF Initiatives Toolkit

<https://www.intgovforum.org/multilingual/index.php?q=file>

V. Core principles of the IGF

a) 開放性・透明性

2. 参加資格に示す通り、活発化チームは関心を持ち活動に貢献しようとする方に広く門戸を開くこととする。

活発化チームが実施する会合は広く告知するとともに、資料と議論の内容を可能な限り公開することで、一般から活動内容を知ることができること、途中から活動に参加する方がそれまでの活動の経緯を踏まえることができること、後から活動を振り返り検証することができることにできるだけ配慮することとする。この目的から、活発化チームの資料や記録を蓄積、公開するWebページと、活発化チームのオンラインによる連絡・議論のためのメーリングリストを設置し、メーリングリストに関してはアーカイブを公開することとする。

b) 包摂性

活発化チームは包摂を旨に活動する。イベント開催にあたってはプログラム公募やパブリックコメントを通じて、より幅広いコミュニティの見方を包含するプログラムや活動となるよう努めるとともに、より幅広い関係者の参加を実現するためにアウトリーチを実施することとする。

c) ボトムアップ

活発化チームメンバーには誰でも提案、意見表明を行うことができ、更に、イベントにおけるプログラム応募などは、活発化チーム自身の企画に限らず、公募を旨にすることとする。

d) 非商用

活発化チームの会合、あるいは活発化チームの活動を通じて実施されるイベントは非商用とし、参加費用を徴収しないことを原則とする。

e) マルチステークホルダーアプローチ

活発化チームの構成、あるいは会議のセッションにおけるパネリスト、意見表明者は極力マルチステークホルダー構成とし、IGFで採用されているステークホルダー区分（政府、ビジネス、技術、市民社会）のうち欠けているステークホルダーがある場合、極力これを補うべく努めることとする。

4. 組織構成と意思決定

a) 組織構成

活発化チームは特段の組織構成や役職者を置かないフラットな構成を旨とする。検討会合などでは議事進行担当者を置く必要があるが、これはあくまで司会という位置付けとし、意思決定に向けたアクションはあくまで出席者のラフコンセンサスとして示されるものとする。

b) 意思決定

活発化チームの意思決定は、会合の議論を通じラフコンセンサスの後、これをメーリングリストに提示して暦日7日のうちに、会合欠席者を含む全メーリングリスト参加者の10%を超える反対がないことを確認（ラストコール）することで行う。（チームの開放性から多数決などの票決が意思決定に馴染まないためラフコンセンサスを採用し、欠席者の意向も反映するためラストコールを採用する。）

5. 他団体との連携など

a) IGF2023ホストとの連携


日本政府が中心となるIGF2023ホストとしての活動、及びその活動を支える実行委員会（仮称）と密に連携する。

b) 後援団体

活発化チームは、活動推進のために、各種団体の後援を求めることができることとし、後援団体は活発化チームに対して、事務局稼働の提供、活動の周知広報、活動メンバーの紹介、派遣などの支援を行うものとする。ただし、本項は個人による活発化チームの支援を妨げるものではない。

6. その他

a) チャーターの改定

活発化  ムの活動の進展に伴う状況変化などに対応するために、本チャーターが成立した日から少なくとも1年に1度に見直しを検討し、必要があれば改定するものとする。

b) NRI (Japan IGF) との関係

日本のNRIのあり方について、現Japan IGFのCG等関係各位と協力しつつ活発化チームの活動の中でも、NRI (Japan IGF)のあり方も検討するものとする。

c) メンバーの除名

あるメンバーが、行動規範に従わないことを始めとして、2. に示すメンバーの義務を果たさないとみなされる場合、活発化チームは4. b) の意思決定方法により、そのメンバーの除名を決することができるものとする。

以上